

## 別紙

## 新旧対照表

改正後				改正前																																																																											
<p style="text-align: center;"><b>中小企業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書</b></p> <p>(平成 年分) 氏名 _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">本年分の試験研究費の額①</td> <td style="width: 15%;">円</td> <td style="width: 15%;">前年分の事業所得の計算上必要経費に算入した試験研究費の額⑩ (前年分の①の額)</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td>中小企業者税額控除限度額 (①×12又は15) 100</td> <td>②</td> <td>次の⑪から⑯は、⑨の金額が⑩の金額を超える場合(⑨&gt;⑩)にのみ記載する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業所得に係る税額③</td> <td>税額</td> <td>前年の税額控除限度額 (前年の②)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>税額基準額④ (③×20) 100</td> <td>控除限度額</td> <td>前年の試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除額 (前年の⑤)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>研究計中小企業者の試験研究費に係る費算所得税額の特別控除額 (②と④のいずれか少ない方の金額)</td> <td>の繰越控除額</td> <td>繰越中小企業者税額控除限度超過額 (⑪-⑫)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>①のうち租税特別措置法第11条の3第1項の規定を適用して開発研究用設備に係る償却費として必要経費に算入した金額(当該金額がない場合には⑥から⑧まで記載不要)</td> <td>の繰越控除額</td> <td>差引本年税額基準額残額 (④-⑤)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>⑥欄の開発研究用設備に係る普通償却限度額</td> <td>額の計算</td> <td>繰越中小企業者税額控除額 (⑪と⑫のいずれか少ない方の金額)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>特別償却実施額 (⑥-⑦)</td> <td></td> <td>本年分の試験研究費の額から特別償却実施額を控除した後の金額 (①-⑥)</td> <td>所得税額の特別控除額 (⑤+⑬)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>所得税額の特別控除額 (⑤+⑬)</td> <td>円</td> </tr> </table>				本年分の試験研究費の額①	円	前年分の事業所得の計算上必要経費に算入した試験研究費の額⑩ (前年分の①の額)	円	中小企業者税額控除限度額 (①×12又は15) 100	②	次の⑪から⑯は、⑨の金額が⑩の金額を超える場合(⑨>⑩)にのみ記載する。		事業所得に係る税額③	税額	前年の税額控除限度額 (前年の②)	円	税額基準額④ (③×20) 100	控除限度額	前年の試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除額 (前年の⑤)	円	研究計中小企業者の試験研究費に係る費算所得税額の特別控除額 (②と④のいずれか少ない方の金額)	の繰越控除額	繰越中小企業者税額控除限度超過額 (⑪-⑫)	円	①のうち租税特別措置法第11条の3第1項の規定を適用して開発研究用設備に係る償却費として必要経費に算入した金額(当該金額がない場合には⑥から⑧まで記載不要)	の繰越控除額	差引本年税額基準額残額 (④-⑤)	円	⑥欄の開発研究用設備に係る普通償却限度額	額の計算	繰越中小企業者税額控除額 (⑪と⑫のいずれか少ない方の金額)	円	特別償却実施額 (⑥-⑦)		本年分の試験研究費の額から特別償却実施額を控除した後の金額 (①-⑥)	所得税額の特別控除額 (⑤+⑬)			所得税額の特別控除額 (⑤+⑬)	円	<p style="text-align: center;"><b>中小企業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書</b></p> <p>(平成 年分) 氏名 _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">本年分の試験研究費の額①</td> <td style="width: 15%;">円</td> <td style="width: 15%;">前年分の事業所得の計算上必要経費に算入した試験研究費の額⑩ (前年分の①の額)</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td>中小企業者税額控除限度額 (①×12又は15) 100</td> <td>②</td> <td>次の⑪から⑯は、⑨の金額が⑩の金額を超える場合(⑨&gt;⑩)にのみ記載する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業所得に係る税額③</td> <td>税額</td> <td>前年の税額控除限度額 (前年の②)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>税額基準額④ (③×20) 100</td> <td>控除限度額</td> <td>前年の試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除額 (前年の⑤)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>研究計中小企業者の試験研究費に係る費算所得税額の特別控除額 (②と④のいずれか少ない方の金額)</td> <td>の繰越控除額</td> <td>中小企業者税額控除限度超過額 (⑪-⑫)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>①のうち租税特別措置法第11条の3第1項の規定を適用して開発研究用設備に係る償却費として必要経費に算入した金額(当該金額がない場合には⑥から⑧まで記載不要)</td> <td>の繰越控除額</td> <td>差引本年税額基準額残額 (④-⑤)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>⑥欄の開発研究用設備に係る普通償却限度額</td> <td>額の計算</td> <td>繰越中小企業者税額控除額 (⑪と⑫のいずれか少ない方の金額)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>特別償却実施額 (⑥-⑦)</td> <td></td> <td>本年分の試験研究費の額から特別償却実施額を控除した後の金額 (①-⑥)</td> <td>所得税額の特別控除額 (⑤+⑬)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>所得税額の特別控除額 (⑤+⑬)</td> <td>円</td> </tr> </table>				本年分の試験研究費の額①	円	前年分の事業所得の計算上必要経費に算入した試験研究費の額⑩ (前年分の①の額)	円	中小企業者税額控除限度額 (①×12又は15) 100	②	次の⑪から⑯は、⑨の金額が⑩の金額を超える場合(⑨>⑩)にのみ記載する。		事業所得に係る税額③	税額	前年の税額控除限度額 (前年の②)	円	税額基準額④ (③×20) 100	控除限度額	前年の試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除額 (前年の⑤)	円	研究計中小企業者の試験研究費に係る費算所得税額の特別控除額 (②と④のいずれか少ない方の金額)	の繰越控除額	中小企業者税額控除限度超過額 (⑪-⑫)	円	①のうち租税特別措置法第11条の3第1項の規定を適用して開発研究用設備に係る償却費として必要経費に算入した金額(当該金額がない場合には⑥から⑧まで記載不要)	の繰越控除額	差引本年税額基準額残額 (④-⑤)	円	⑥欄の開発研究用設備に係る普通償却限度額	額の計算	繰越中小企業者税額控除額 (⑪と⑫のいずれか少ない方の金額)	円	特別償却実施額 (⑥-⑦)		本年分の試験研究費の額から特別償却実施額を控除した後の金額 (①-⑥)	所得税額の特別控除額 (⑤+⑬)			所得税額の特別控除額 (⑤+⑬)	円
本年分の試験研究費の額①	円	前年分の事業所得の計算上必要経費に算入した試験研究費の額⑩ (前年分の①の額)	円																																																																												
中小企業者税額控除限度額 (①×12又は15) 100	②	次の⑪から⑯は、⑨の金額が⑩の金額を超える場合(⑨>⑩)にのみ記載する。																																																																													
事業所得に係る税額③	税額	前年の税額控除限度額 (前年の②)	円																																																																												
税額基準額④ (③×20) 100	控除限度額	前年の試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除額 (前年の⑤)	円																																																																												
研究計中小企業者の試験研究費に係る費算所得税額の特別控除額 (②と④のいずれか少ない方の金額)	の繰越控除額	繰越中小企業者税額控除限度超過額 (⑪-⑫)	円																																																																												
①のうち租税特別措置法第11条の3第1項の規定を適用して開発研究用設備に係る償却費として必要経費に算入した金額(当該金額がない場合には⑥から⑧まで記載不要)	の繰越控除額	差引本年税額基準額残額 (④-⑤)	円																																																																												
⑥欄の開発研究用設備に係る普通償却限度額	額の計算	繰越中小企業者税額控除額 (⑪と⑫のいずれか少ない方の金額)	円																																																																												
特別償却実施額 (⑥-⑦)		本年分の試験研究費の額から特別償却実施額を控除した後の金額 (①-⑥)	所得税額の特別控除額 (⑤+⑬)																																																																												
		所得税額の特別控除額 (⑤+⑬)	円																																																																												
本年分の試験研究費の額①	円	前年分の事業所得の計算上必要経費に算入した試験研究費の額⑩ (前年分の①の額)	円																																																																												
中小企業者税額控除限度額 (①×12又は15) 100	②	次の⑪から⑯は、⑨の金額が⑩の金額を超える場合(⑨>⑩)にのみ記載する。																																																																													
事業所得に係る税額③	税額	前年の税額控除限度額 (前年の②)	円																																																																												
税額基準額④ (③×20) 100	控除限度額	前年の試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除額 (前年の⑤)	円																																																																												
研究計中小企業者の試験研究費に係る費算所得税額の特別控除額 (②と④のいずれか少ない方の金額)	の繰越控除額	中小企業者税額控除限度超過額 (⑪-⑫)	円																																																																												
①のうち租税特別措置法第11条の3第1項の規定を適用して開発研究用設備に係る償却費として必要経費に算入した金額(当該金額がない場合には⑥から⑧まで記載不要)	の繰越控除額	差引本年税額基準額残額 (④-⑤)	円																																																																												
⑥欄の開発研究用設備に係る普通償却限度額	額の計算	繰越中小企業者税額控除額 (⑪と⑫のいずれか少ない方の金額)	円																																																																												
特別償却実施額 (⑥-⑦)		本年分の試験研究費の額から特別償却実施額を控除した後の金額 (①-⑥)	所得税額の特別控除額 (⑤+⑬)																																																																												
		所得税額の特別控除額 (⑤+⑬)	円																																																																												